

ひと・まち☆きらり 周防大島町総合計画

基 本 構 想



目 次

第1章	計画概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の名称	1
3	計画の構成	1
4	計画の期間	2
第2章	計画策定の背景	3
1	周防大島町の現状	3
2	時代の潮流	8
3	住民意識の動向	11
4	周防大島町の主要課題	19
第3章	基本構想	22
1	計画の名称	22
2	目指す将来像	23
3	基本目標	24
4	新しいまちづくりの主要指標	26
5	土地利用方針	28
第4章	施策の大綱	30
1	元気のあるまちづくり	31
2	にこにこのあるまちづくり	34
3	安心のあるまちづくり	38
第5章	まちづくりの重点施策	42
1	行政評価システムの導入	42
2	財政健全化計画の策定	42
3	定員適正化の推進	43
4	職員の意識改革と人事評価制度の確立	43
5	住民の目線に立った協働体制の確立	44
6	公共施設適正配置指針の策定	44
7	行政機能の充実	44

第1章 計画概要

1 計画策定の趣旨

周防大島町は、少子高齢化、住民ニーズの多様化、財政環境の悪化等、行財政基盤の構造的変革を迫る大きな潮流の中で、21世紀型地方自治のあり方を模索し、先駆的に市町村合併に取り組み、平成16年（2004年）10月1日に、山口県大島郡久賀町、大島町、東和町及び橘町が対等合併し、新たな町制を施行しました。

周防大島町総合計画は、合併時に作成した新町建設計画及び旧4町総合計画を踏まえながら、自立と責任のもと、町政運営の戦略的基本方針を示すとともに、住民参加に意を用いて、住民・行政協働による新たなまちづくりを進めるための根本指針となるものです。

また、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことに伴い、本町においても「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという、まち・ひと・しごとの創生と、本町経済の持続的な好循環を確立するため、国や県等の動向を踏まえながら、「周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、実効性のある地方創生の取組を盛り込んだ計画としております。

総合計画は、本町の最上位の計画であり、各行政分野の個別計画は、本計画に即したものでなければなりません。

2 計画の名称

「ひと・まち☆きらり 周防大島町総合計画」とします。

3 計画の構成

周防大島町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」並びに「中長期財政計画」をもって構成します。

基本構想

周防大島町の目指す将来像とそれらを実現するための基本的な政策大綱を示すものです。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、政策大綱に従い、根幹的な事業を明示します。

実施計画

基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにします。

中長期財政計画

中長期的な財政収支を展望し、予想される多額の財源不足の解消を図るとともに、町財政の継続的な健全性、弾力性を確保し、具体的な取り組みを確実に実施するものとしてします。

4 計画の期間

基本構想の期間は、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間とします。

基本計画は、前計画である平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの後期計画を中期計画と読替え、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間を後期計画の計画期間とします。

実施計画は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間のうち平成30年度（2018年度）までの3年間を第1期実施計画期間とし、平成32年度（2020年度）までを第2期実施計画として改定するものとします。

中長期財政計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 周防大島町の現状

(1) 位置

周防大島町は、山口県東南部に位置し、総面積138.09㎢と瀬戸内海で3番目の島嶼面積を有し、大島瀬戸を渡る大島大橋によって本土と連結しています。

山口県の県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」において山口県は、美しい多島美と温暖な気候に恵まれた瀬戸内海沿岸地域と広島都市圏域、松山都市圏域との広域的な交流連携を担う町として、その優れた面を県づくりに積極的に活かしていく必要があるとしています。



(2) 地勢

気候は、年間平均気温が15.7℃と年間を通じて比較的温暖であり、青く澄みわたる瀬戸内の海と四季の彩り豊かな美しい自然を有する町です。

地勢は、全般的に山岳起伏の傾斜地で、中央に嘉納山、文珠山、源明山、嵩山など600m級の山々が連なり、海岸部に狭隘な丘陵地が広がる程度で、大半を山地が占めています。

また、町内には、屋代川をはじめとする14の2級河川と多数のその他河川があり、瀬戸内海に注いでいます。

(3) 沿革

明治22年の「明治の大合併」、昭和30年代の「昭和の大合併」を経て、平成16年10月1日、「平成の大合併」により久賀町、大島町、東和町及び橘町が合併し、周防大島町が誕生しました。

(4) 人口・世帯数

本町の人口は、昭和35年には、49,739人でしたが、平成22年の国勢調査人口では、19,084人と61.6%の減少となっており、14歳未満では90.7%、15歳～64歳では69.9%と各層において、減少の一途をたどり、少子化対策と人口減少の歯止めが重要な課題となっています。

一方、平成22年国勢調査における高齢化率は47.7%（平成27年3月末における高齢化率は50.6%）となっており、全国23.0%、山口県28.0%と比較しても高齢化の進行が顕著な超高齢社会を形成しており、高齢者の自立・医療・介護に対する支援がまちづくりの重要な要素となっています。

また、本町の世帯数も減少しており、平成22年国勢調査における一世帯あたりの平均人数は、2.17人（平成27年国勢調査速報では2.14人）となっており、核家族化や一人暮らしの高齢者が増加していることが伺えます。

周防大島町の人口・世帯数（単位：人、世帯、%）

区 分	昭和35年	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	※ 平成27年	減少率
											(\$35-H22)
世 帯 数	13,420	12,585	11,830	11,687	11,202	10,701	10,217	9,578	8,786	(8,040)	▲34.5%
総 人 口	49,739	37,631	32,021	29,749	27,119	24,795	23,013	21,392	19,084	17,871 (17,203)	▲64.1%
0-14 歳人数	15,168	7,580	4,997	4,043	3,022	2,453	2,029	1,732	1,416	1,227	▲91.9%
構成比	30.5%	20.2%	15.6%	13.6%	11.1%	9.9%	8.8%	8.1%	7.4%	6.9%	—
15-64 歳人数	28,468	23,266	19,257	17,472	15,077	12,662	11,210	10,158	8,562	7,592	▲73.3%
構成比	57.2%	61.8%	60.1%	58.7%	55.6%	51.1%	48.7%	47.5%	44.9%	42.5%	—
65 歳以上人数	6,103	6,785	7,767	8,234	9,020	9,680	9,774	9,502	9,106	9,052	48.3%
構成比	12.3%	18.0%	24.3%	27.7%	33.3%	39.0%	42.5%	44.4%	47.7%	50.6%	—

※()は平成27年国勢調査速報（年齢別速報人口は未定）、人口は平成27年3月末人口

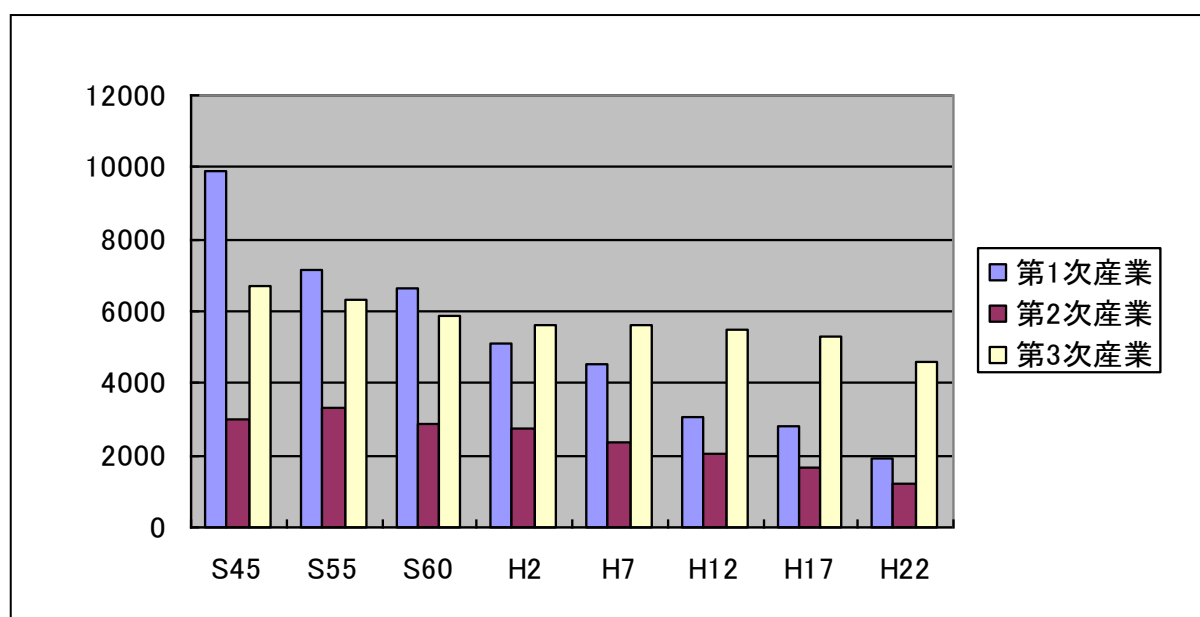
(5) 産業

本町の平成22年現在の就業者（15歳以上）は、第1次産業就労者数1,917人（24.8%）、第2次産業就労者数1,190人（15.4%）、第3次産業就労者数4,623人（59.8%）となっており、山口県の中でも第1次産業就労者数の割合（山口県5.4%）が高く、農林水産業の盛んな地域といえますが、第2、第3次産業との所得格差が大きくなるに伴って、若者の第1次産業離れによる第1次産業人口の減少が顕著となり、一方で第3次産業は増加傾向にあります。

周防大島町の産業別就業者数（単位：人、%）

区 分	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	9,914	7,167	6,654	5,095	4,523	3,080	2,815	1,917
構成比	50.5%	42.6%	43.1%	37.7%	36.0%	29.1%	28.9%	24.8%
第2次産業	2,992	3,293	2,897	2,773	2,391	2,014	1,641	1,190
構成比	15.3%	19.6%	18.8%	20.6%	19.1%	19.1%	16.9%	15.4%
第3次産業	6,713	6,345	5,885	5,625	5,629	5,478	5,270	4,623
構成比	34.2%	37.8%	38.1%	41.7%	44.9%	51.8%	54.2%	59.8%
就業人口合計	19,619	16,805	15,436	13,493	12,543	10,572	9,726	7,730

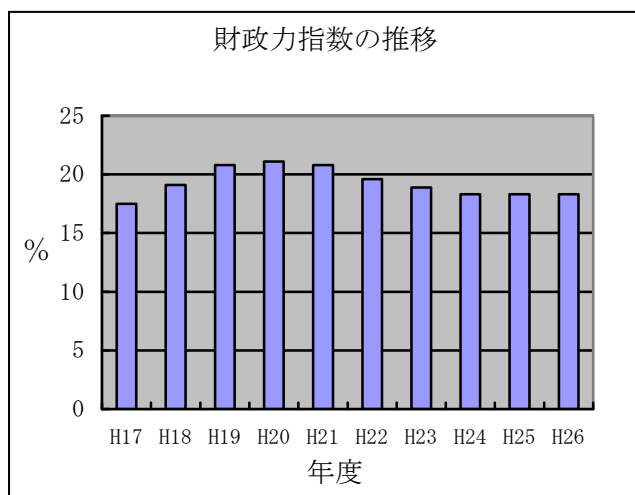
周防大島町の産業別就業者数（単位：人）



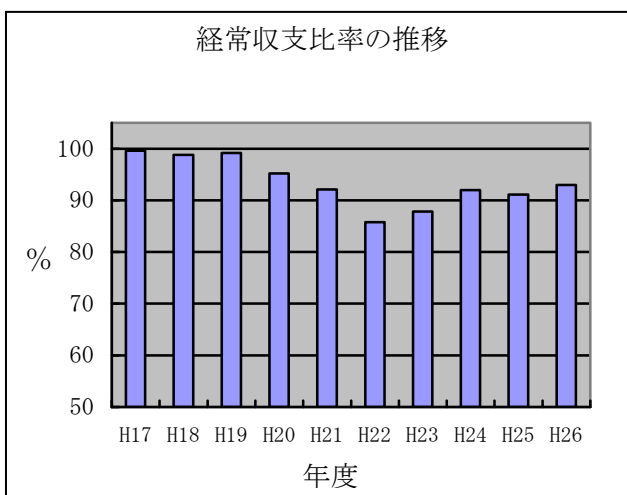
(6) 財政

本町の財政は、平成26年度の財政力指数※が18.3%、経常収支比率※が93.0%、実質公債費比率が※13.2%で、合併による経費削減効果により財政の健全化が図られてきましたが、厳しい財政状況は続いています。

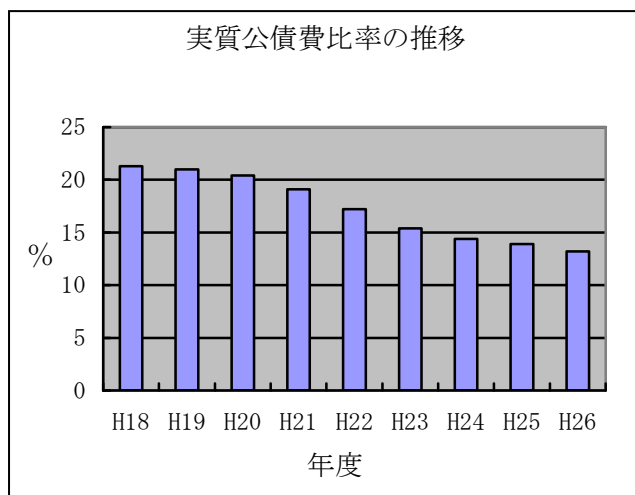
さらに、起債残高は類似団体を大きく上回り、平成26年度末で町民1人あたり1,066,534円となっています。



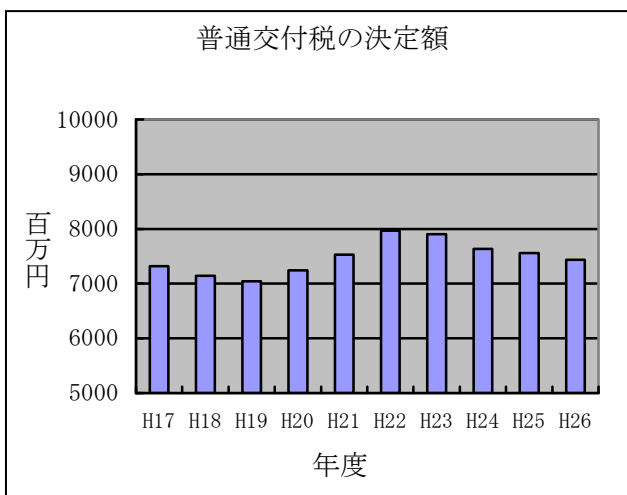
※3ヶ年平均値



※経常一般財源に減税補てん債及び時財政対策債を含む



※3ヶ年平均値



※ 財政力指数

地方自治体の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標で、これが1を下回れば地方交付税の交付団体であり、1を上回れば不交付団体である。指標としては3年度間の平均値を用いる。

また、財政力指数が小さいほど地方税の収入能力は低く、交付税への依存度は高いということになる。

※ 経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用される。総務省の指導としては、道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされている。経常経費の主なものは、まず人件費であり、扶助費であり、公債費である。このほか物件費、補助費、維持補修費、繰出金のなかの経常経費部分も大きい。つまりこれら経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかを確かむための指標。

※ 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に、充当されたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値をいう。以前の起債制限比率について準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、地方債協議制度の下で18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

2 時代の潮流

(1) 超少子高齢社会の到来

平成12年（2000年）に1億2,693万人の日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,809万人をピークに減少に転じ、平成62年（2050年）には、およそ9,700万人程度になるものと予測されています。

また、平成22年の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は23.0%であり、このまま推移すれば、平成37年（2025年）には30.3%、平成62年（2050年）には38.8%と2.6人に1人が65歳以上という世界で最も高齢化が進んだ超高齢社会の国になることが見込まれています。

高齢者の介護を誰が担うのか、公的年金制度を維持できるのかなど課題は多く、高齢化の進展に伴う社会保障費の急速な増加が財政の逼迫に拍車をかける状況の中で、高齢者一人ひとりが、人生80年時代を、住み慣れた地域や家庭で生きがいに満ちて、自立して暮らせる社会の実現が求められています。

一方、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行などにより、合計特殊出生率は、昭和48年を境に減りつづけ、平成24年には、1.44と超少子化社会が形成される中で、子どもたちの生きる力を育み、健やかに育てる環境づくりを進めるとともに、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現が求められています。

(2) 循環型社会への転換

21世紀は環境の世紀と呼ばれる中で、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模で環境問題への対応が求められています。

かけがえのない自然の大切さを再認識し、これまでの大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、住民、事業者、行政が協働して、自然と共生し環境に負荷の少ないゼロエミッション※による循環型社会への転換が求められています。

(3) 国際理解・国際交流の進展

人、もの、情報の距離と時間を越えた飛躍的な交流の拡大により、急速に国際化が進んでいます。

また、人権、人道、地球環境やテロの脅威など、世界の平和と繁栄に向けた、新たな国際秩序の構築が求められています。

※ ゼロエミッション【zero emission】

異なった業種間協同で地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物（エミッション）がゼロになることを目指すという考え方で、国連大学が提唱。

(4) 高度情報通信ネットワーク社会の進展

I T（情報通信技術）革命の飛躍的な進展により、コンピューターの小型化や高機能化、インターネットや携帯電話の普及など、本格的な高度情報通信ネットワーク社会が到来しようとしています。

今後は、I C T※（Information and Communications Technology）を活用して、「いつでも」（昼でも夜でも24時間）、「どこでも」（職場でも家でも、都会でも地方でも）、「誰でも」（大人も子どもも、高齢者も）、ネットワークが簡単に活用できるユビキタスネットワーク※社会の実現が切望されています。

地方公共団体においても、国の電子政府の推進を背景に、電子自治体※の構築へ向けた取り組みが進められています。

また、2013年5月には、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が公布され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤が整備されています。

このような情報化の進展は、経済活動や住民生活に大きな影響をもたらすため、高度情報通信ネットワーク社会に即応する安心・安全な情報通信基盤の整備と情報管理に対する対策が急務となっています。

※ I C T 【Information and Communications Technology】

I T（Information Technology）と同意語で情報通信技術。u-Japan 構想で用いられた。

※ ユビキタスネットワーク 【ubiquitous network】

総務省は、わが国の平成22年（2010年）の社会像として、「u-Japan」（ユビキタスネット・ジャパン）を定義。「u」はユビキタス（ubiquitous）の略であり、「至る所にある」という意味を持ち、「いつでも、どこでも」を表すと同時に、「何でも、誰でも」につながるユニバーサル（universal）の「u」にもつながるもの。

「ユビキタスネットワーク」とは、「どこにでも存在するネットワーク」、つまり、「どこにいても、いつでも、どんなものからでもネットワークにつながる」ということ。

※ 電子自治体

情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えば、インターネットを利用して、いつでもどこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することができる。

(5) 生活様式の多様化

生産重視から生活者重視、物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観は変化し、また、労働時間短縮や人生80年時代の到来による余暇時間の増大、核家族化の進

行、女性の社会進出などにより、生活様式も多様化・高度化しています。

このため、家庭や地域社会貢献を重視した、ゆとりある生活や自由時間を活かした様々な活動を通して、生きがい暮らしがいを見いだせる社会づくりが求められています。

また、生涯にわたって真の豊かさが実感できる住民生活の実現や、快適な生活環境の整備が求められています。

(6) 地方分権の推進

地方分権の推進は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、これまでの「画一」、「一律」、「硬直」から、地域の特性に応じて、また住民の選択によって、個性ある行財政運営の「多様」な形態を、「柔軟」に「選択」できるローカルオプティマム※の実現が求められています。

こうした自己決定に基づいた行財政運営には、当然自己責任が伴うものであり、持続可能なシステムを形成してこそ、将来にわたって、自主・自立的な行財政運営が可能となるものです。

そのためには、受益と負担の関係が明確になるよう、行政自らが、情報公開や説明責任を果たし、透明性を向上させるとともに、納税者の視点に立ち、住民と行政が一体となったまちづくりを進めることが必要となります。

※ ローカルオプティマム【local optimum】

地方分権の進展に伴い、住民・民間と行政が協働しながら、地域の自立と地域最適状態（ローカルオプティマム）の実現を指向する動き。

3 住民意識の動向

住民のまちづくりに対する意識や考え方などを広く把握するため、平成15年5月15日から6月10日にかけて実施した住民アンケート調査及び平成27年8月1日から8月16日にかけて実施した人口ビジョン・総合戦略策定のためのアンケート調査の結果は、次のようになりました。

住民アンケート調査は、郡内全10,983世帯を対象とした一般住民と、郡内の中学生、高校生、専門学校生、高等専門学校生1,756人を対象とした学生アンケートの2種類で、一般住民の回収率は26.0%の2,854件、学生の回収率は91.6%の1,608件の回答がありました。

人口ビジョン・総合戦略策定のためのアンケート調査については、本町に在住する18歳以上の町民2,000人を対象とし、回収率50.0%の1,000件の回答がありました。

○住民アンケート調査

「施策の満足度」、「周防大島町に期待すること」、「周防大島町への定住意識」に関すること
一般町民

調査対象者	全世帯
配布総数	10,983 票 (久賀町 2,084 票、大島町 3,350 票、東和町 2,672 票、橘町 2,877 票)
有効回収数	2,854 票
有効回収率	26.0%
調査期間	平成 15 年 5 月 15 日～6 月 10 日

学生（中学生・高校生・専門学校生・高等専門学校生など）

調査対象者	・ 郡内の学校に通う学生 ・ 郡外の学校に通い、郡内に居住している学生
配布総数	1,756 票（郡内学校の学生 1,533 票、郡外学校に通学の学生 223 票）
有効回収数	1,608 票
有効回収率	91.6%
調査期間	平成 15 年 5 月 15 日～6 月 10 日

○人口ビジョン・総合戦略策定のためのアンケート調査

「生活するうえで、現在の困りごと・不安なことと10年後の困りごと・不安なこと」、「本町からの転居について」、「転居する際に重視する環境」に関すること

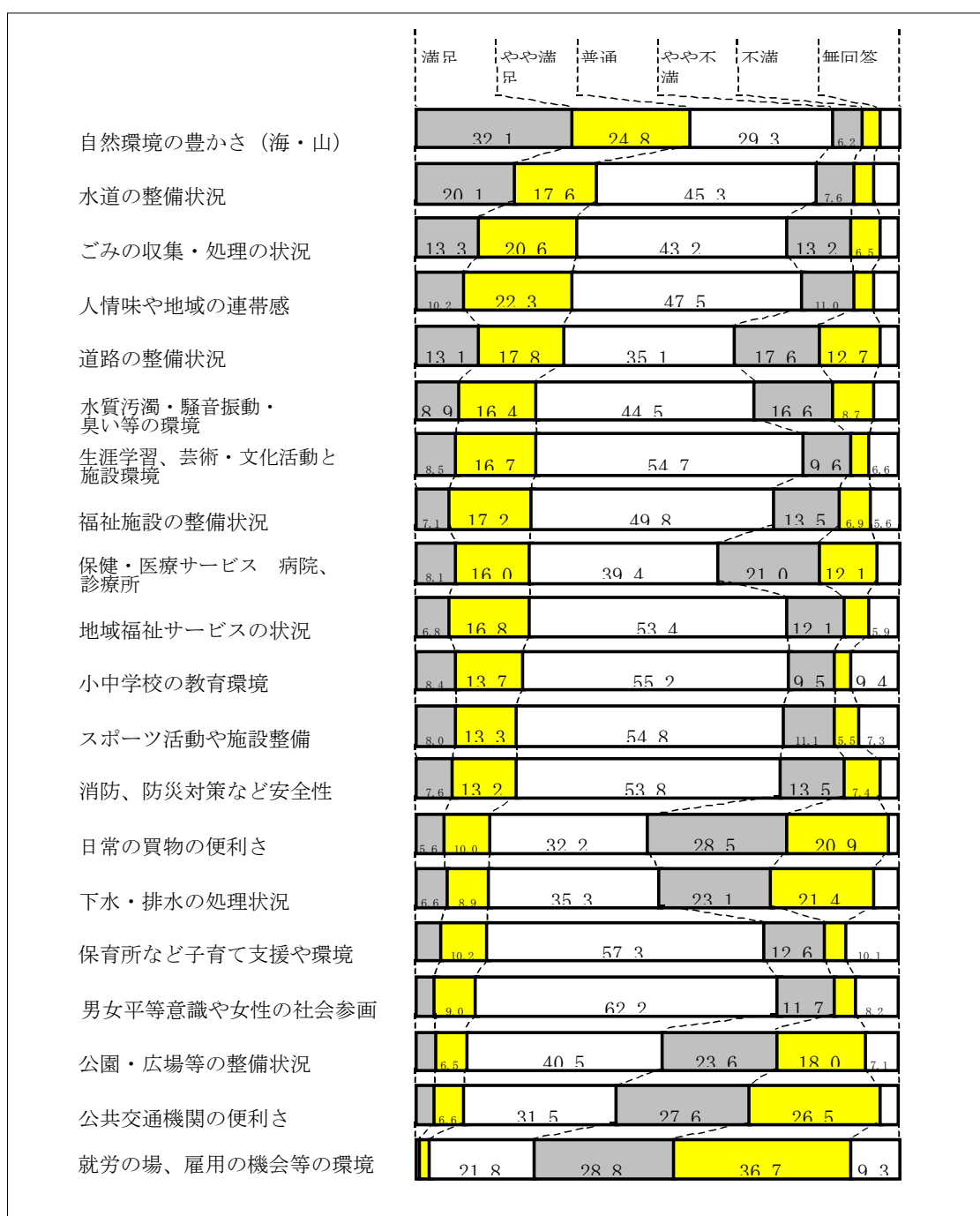
調査対象者	本町に在住する18歳以上の町民
配布総数	2,000 票
有効回収数	1,000 票
有効回収率	50.0%
調査期間	平成 27 年 8 月 1 日～8 月 16 日

(1) 施策の満足度

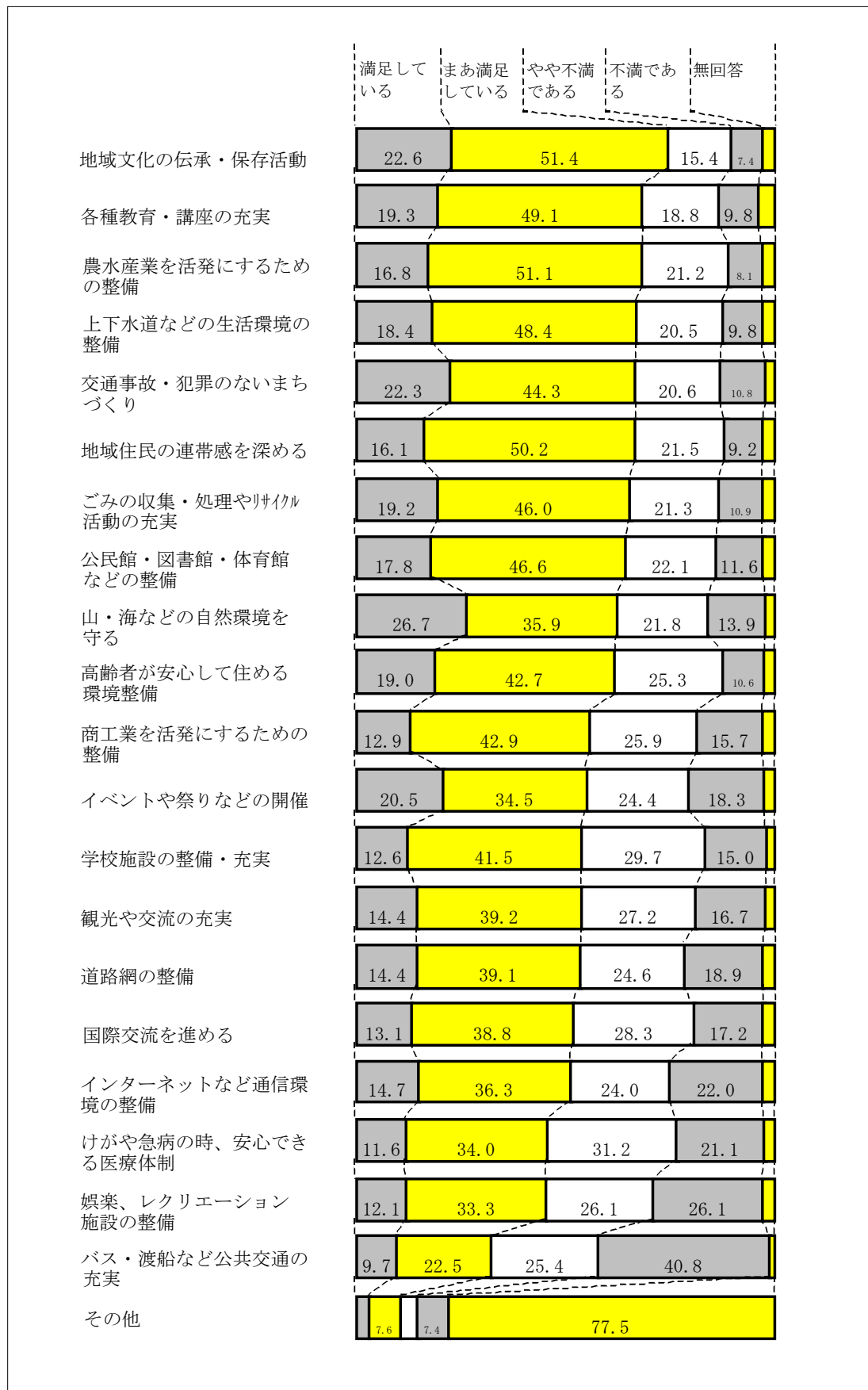
住民アンケート調査において満足度が高い3項目は、一般住民では、「自然環境の豊かさ」が56.9%、「水道の整備状況」が37.7%、「ごみの収集・処理の状況」が33.9%となっており、学生においては、「地域文化の伝承・保存活動」が74.0%「各種教育・講座の充実」68.4%、「農林水産業を活発にするための整備」が67.9%となっています。

一方で、満足度の低い3項目は、一般住民では、「就労の場、雇用の機会等の環境」が、65.5%、「公共交通機関の便利さ」が54.1%、「日常の買物の便利さ」が49.4%となっており、学生においては、「バス・渡船など公共交通の充実」が66.2%、「けがや急病の時、安心できる医療体制」が52.3%、「娯楽、レクリエーション施設の整備」が52.2%となっています。

○一般町民



○学生（中学生・高校生・専門学校生・高等専門学校生など）

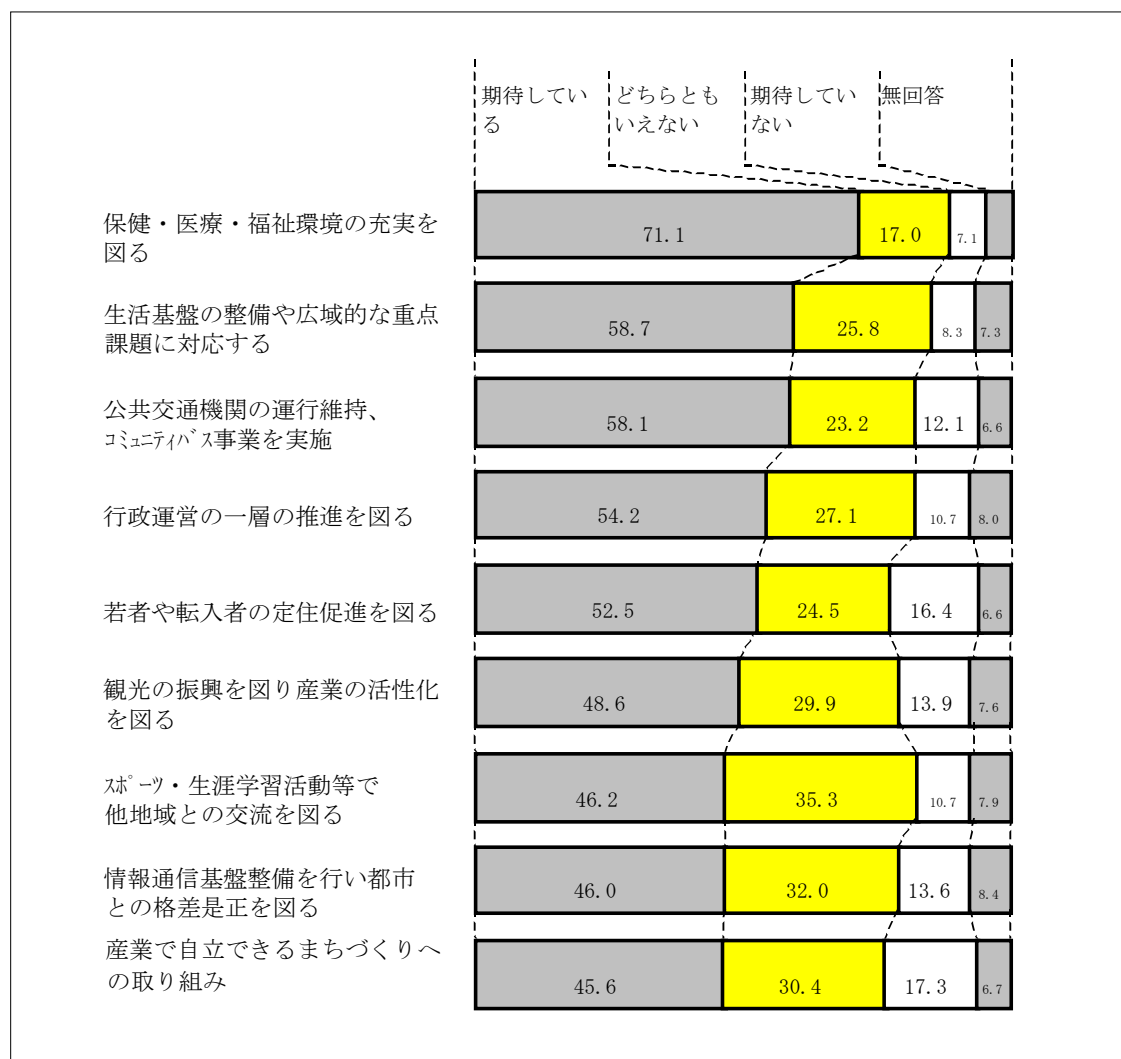


(2) 周防大島町に期待すること

住民アンケートにおいて、周防大島町に特に期待する項目は、一般住民では、「保健・医療・福祉環境の充実を図る」が71.1%と最も高くなっています。続いて「生活基盤の整備や広域的な重点課題に対応する」、「公共交通機関の運行維持、コミュニティバス事業を実施」、「行政運営の一層の推進を図る」、「若者や転入者の定住促進を図る」で50%以上の高い数値を示しています。

また、学生アンケートでは、「バス・渡船など公共交通の充実」が63.9%と最も期待されており、「けがや急病の時、安心できる医療体制」、「学校施設の整備・充実」が50%以上と高くなっています。

○一般町民



○学生（中学生・高校生・専門学校生・高等専門学校生など）

	すぐしてもらいたい	どちらかといえば すがよい	あまりい そがなく てもよい	しなくて よい	無回答
バス・渡船など公共交通の 充実	44.5	19.4	18.8	9.6	7.7
けがや急病の時、安心でき る医療体制	30.1	25.6	24.9	10.8	8.6
学校施設の整備・充実	24.9	25.1	29.9	12.8	7.3
インターネットなど通信 環境の整備	27.2	21.8	25.2	16.1	9.6
山・海などの自然環境を 守る	27.4	21.3	26.1	16.0	9.1
娯楽、レクリエーション施 設の整備	27.7	20.2	28.3	15.1	8.6
高齢者が安心して住める 環境整備	20.5	25.9	28.7	15.5	9.4
道路網の整備	24.2	22.1	29.0	15.5	9.2
イベントや祭りなどの開催	26.8	19.0	28.5	17.1	8.6
ごみの収集・処理やリクル 活動の充実	21.0	22.9	29.6	16.0	10.6
交通事故・犯罪のないまち づくり	21.2	22.6	30.0	17.4	8.9
公民館・図書館・体育館 などの整備	18.2	22.6	32.8	17.9	8.5
観光や交流の充実	20.6	20.1	34.1	16.3	8.8
商工業を活発にするための 整備	18.3	19.7	35.4	17.4	9.3
上下水道などの生活環境の 整備	16.7	20.5	35.1	18.5	9.2
国際交流を進める	16.5	19.5	34.9	20.2	9.0
農水産業を活発にするため の整備	13.3	18.7	38.4	20.1	9.5
地域住民の連帯感を深める	12.1	18.5	37.8	22.3	9.4
各種教育・講座の充実	11.1	16.7	36.6	26.1	9.5
地域文化の伝承・保存活動	9.4	15.5	39.1	26.3	9.7
その他	7.6	5.7	79.5		

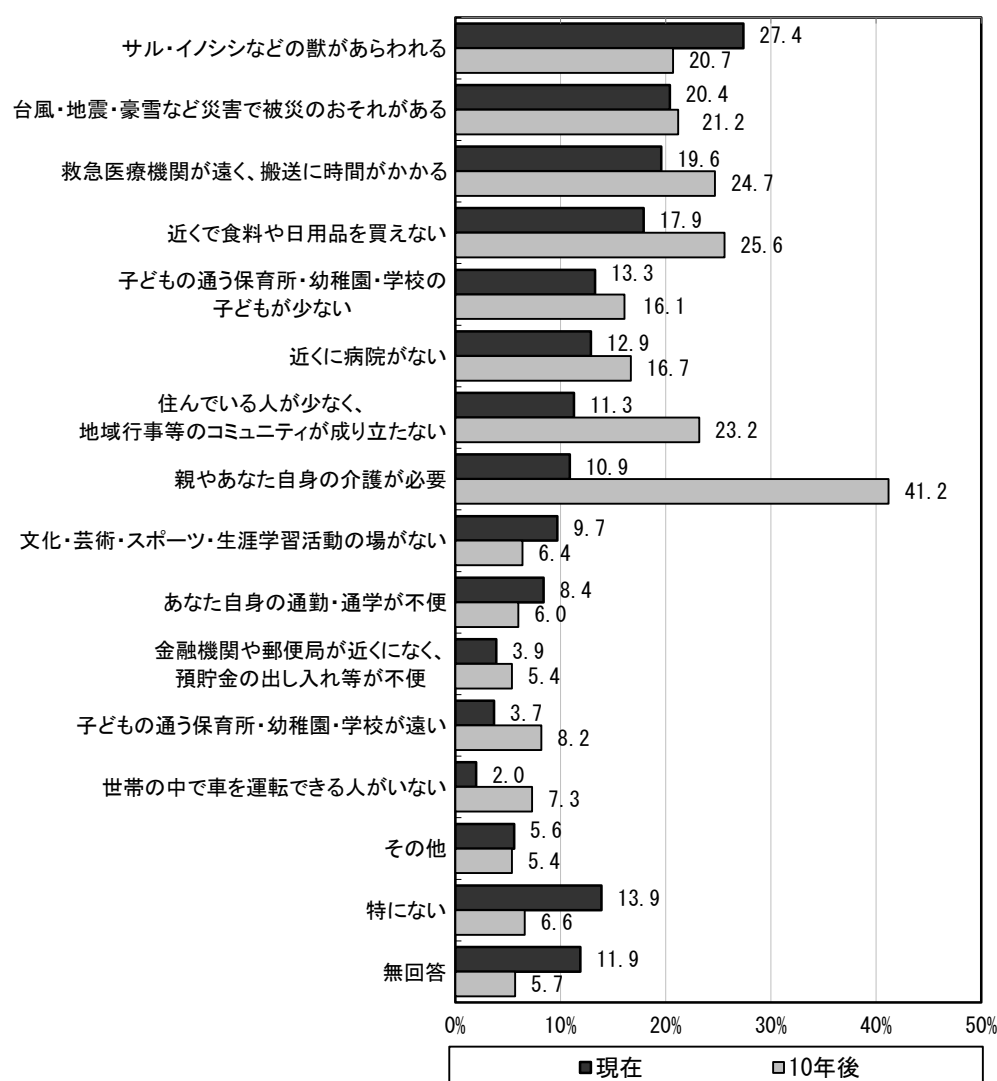
(3) 生活するうえで、現在の困りごと・不安なことと10年後の困りごと・不安なこと

現在の困りごとをみると、「サル・イノシシなどの獣があらわれる」が27.4%で最も高くなっています。次いで「台風・地震・豪雪など災害で被災のおそれがある」が20.4%、「救急医療機関が遠く、搬送に時間がかかる」が19.6%で続いています。

10年後の不安をみると、「親やあなた自身の介護が必要」が41.2%で最も高くなっています。次いで「近くで食料や日用品を買えない」が25.6%、「救急医療機関が遠く、搬送に時間がかかる」が24.7%で続いています。

現在の不安と将来の不安で割合の差が大きいものは、「親とあなた自身の介護が必要」、「住んでいる人が少なく、地域行事等のコミュニティが成り立たない」となっています。

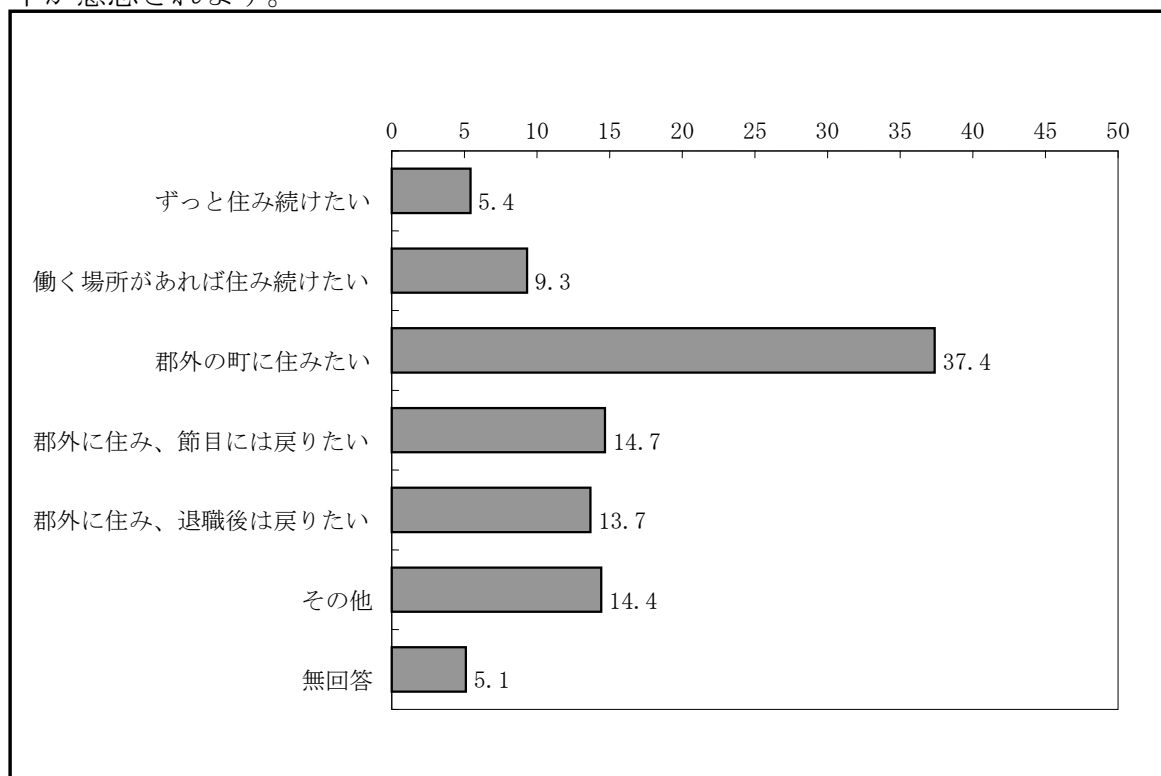
(複数回答) N=1,000



(4)－1 周防大島町への定住意識

学生アンケートにおける定住意識は、「ずっと住み続けたい」が5.4%、「働く場所があれば住み続けたい」が9.3%、「郡外に住み、節目には戻りたい」が14.7%、「郡外に住み、退職後には戻りたい」が13.7%と「ずっと暮らしたい、あるいは、いつか周防大島に戻って暮らしたい」と考えている人が4割を超えています。

しかし、「郡外の町に住みたい」が37.4%と最も高くなっており、定住意識の低下が懸念されます。



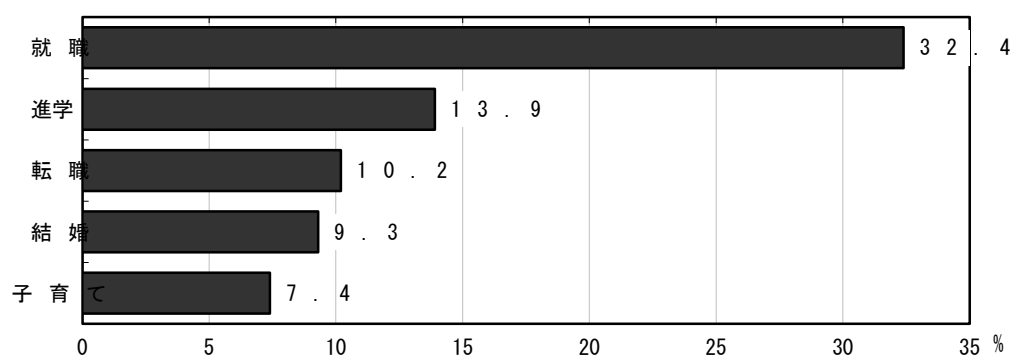
(4)－2 本町からの転居について

本町からの転居を考えている人の理由をみると、「就職」が32.4%で最も高くなっています。次いで「進学」が13.9%、「転職」が10.2%と進学や就職が主となっています。

また、「子育て」についても、人口流出の大きな問題であり、その要因について検証していかなければなりません。

■本町から転居したいと思ったきっかけ

(複数回答 = 1問 5項目)



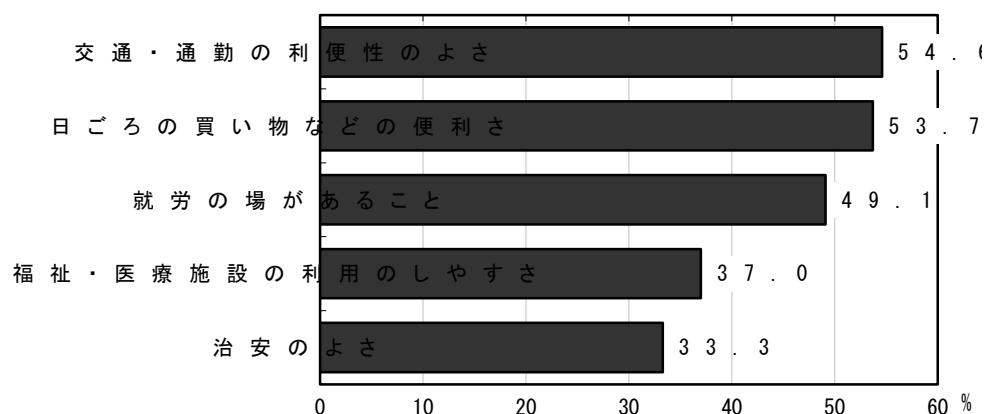
(4)－3 転居する際に重視する環境

転居する際に重視する環境をみると、「交通・通勤の利便性のよさ」が54.6%で最も高くなっています。次いで「日ごろの買い物などの便利さ」が53.7%、「就労の場があること」が49.1%が続いています。

転居したいと考えたきっかけは「就職」や「進学」が、また、転居する際に一般的に重視する環境として、利便性や就労の場を求める回答が多くありました。

■転居する際に重視すること

(複数回答 = 1 (上位 5) 項目)



4 周防大島町の主要課題

時代の潮流や本町を取り巻く社会経済状況、新町建設計画における住民アンケートの調査結果などを踏まえ、主な課題を次のように整理します。

(1) 地方分権時代にふさわしい自主・自立の行財政運営

本町の財政は、脆弱な財政構造に加え、普通交付税の合併特例法による合併算定替の特例措置や国勢調査の人口減等による減額が見込まれるなど、極めて厳しい状況に直面しています。

そのため、歳入に見合った歳出を基本に、中長期に目指すべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、事務事業や補助金の見直しや整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、プライマリーバランス※の黒字を維持するための町債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定し、厳しい財政状況にあっても、常に新たな政策課題に対応し得る地方分権時代にふさわしい自主自立の周防大島町づくりを支える行財政基盤の確立が必要です。

(2) 地域で自分らしい生活を安心して送れる社会の実現

高齢者の住みやすさでは国内の先進地といわれる本町においては、今後とも、介護が必要な状況となっても、だれもが住み慣れた地域や家庭で自己が尊重された生活を営むことができる生涯現役社会づくりが最優先の課題となっています。

このことは、住民アンケートにおいて、保健・医療・福祉の充実が住民の切実な願いとして、新町に期待する項目の中で約7割と、最も高い数値を示していることから明らかです。

また、平成15年の本町の合計特殊出生率は1.12でしたが、平成20年から平成24年までの5年間では、1.44となっており、若干の改善が見られるものの、深刻な少子化の進行が、社会経済構造に重大な影響を及ぼすことが懸念される中で、子どもを産み育てることを幸せに感じ、安心して子育てができる環境づくりと子どもたちの個性がきらめき、健やかに成長できる社会づくりが引き続き求められています。

※ プライマリーバランス【primary balance】

財政の健全性を測る指標で、町債発行などの借り入れを除く「歳入」から、過去に発行した町債など借金の元利払い費を除いた「歳出」を差し引いた財政収支。

税金が足りず、借金返済以外の経費を賄うために町債を発行する状態はプライマリーバランス赤字。逆に税金などで借金を返済する状態が黒字で、町債残高は減少する。

(3) 安全で災害に強いまちづくりの推進

南海トラフ地震の切迫性や地球温暖化に起因する台風の多発などの自然災害に備え、災害から住民の生命と財産を守る総合的な防災対策を推進するため、地域防災計画を基本とし、正確な情報の収集・伝達を迅速に行うための通信基盤の整備が求められています。

また、住民一人ひとりが安全への意識を高め、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを住民と協働で進めていく必要があります。

(4) 快適な暮らしを支える生活基盤の整備

住民アンケートにおいて、新町に期待する項目として、「生活基盤の整備や広域的な重点課題に対応する」、「公共交通機関の運行維持、コミュニティバス事業の実施」がともに約6割と高い数値を示しています。

また、不便を感じる項目として、「下水道・排水の処理状況」が高い数値を示しており、下水道の積極的な整備推進や交通弱者に配慮した円滑な移動手段の確保など、町域全体の発展を見据えた生活基盤の充実・強化を図り、安心して快適に生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

(5) 循環型社会の構築と地球環境の保全

地球規模での環境問題への関心が高まりを見せている中で、人と自然が響きあう、かけがえのない大自然の営みを、町民共通の財産として、次の世代に良好な状態で引き継いでいくことが、大きな課題となっています。

住民アンケート調査の結果においても、「海・山の自然環境の豊かさ」の満足度が55%と最も高い数値を示しています。

このため、社会生活のあらゆる局面に、循環、環境保全の思想を根付かせ、省エネルギー、省資源、リサイクルによる循環型社会の構築が必要です。

また、心豊かな生活を送るため、自然との積極的なふれあいを求める自然志向が強まっており、里山などの多様で豊かな自然環境の保全・創造を進めるとともに、グリーン・ツーリズム※やブルー・ツーリズム※の推進による人的交流など、自然とのふれあいを通じた交流も重要となっています。

※ グリーン・ツーリズム

都市住民が農山漁村において、その自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。

※ ブルー・ツーリズム

漁家へのホームステイ、漁業体験、ダイビングなど、海洋を舞台にした滞在型の余暇活動の総称。

(6) 大競争時代を生き抜く活力ある産業の振興

経済のグローバル化※やボーダーレス化※が急速に進み、地球規模での企業間・産地間競争が激化する大競争時代が到来する中で、少子高齢化や第1次産業から第3次産業への急激な就業構造の変化などにより、豊かな生活の経済的基盤となる雇用の場の確保が求められています。

住民アンケート調査においても、「就労の場、雇用の機会等の環境」が最も満足度が低い結果となっています。

こうした中、活力ある町域を創造するために、既存の各産業の着実な振興を図るとともに、産官学の連携や環境、福祉、情報といった成長分野での雇用創出など、若者が魅力を感じる新規産業を創出することが必要です。

また、農林水産業においては、マーケティング※を重視し、生産から加工、流通、販売に至るまでの戦略性のあるシステムの構築や、高品質で安全な生産物の供給などを通して、収益の向上を図る必要があるほか、高齢者が働く喜びを享受できる地域資源を活かした地産地消の推進など、活力ある産業の再生が求められています。

※ グローバル化【global】

世界銀行はグローバル化を「個人や企業が他国民と自発的に経済取引を始めることができる自由と能力」と定義。ここで、「自由」とは国境を越えて資本・労働力等の移動に障害がないこと、「能力」とは国境を越えて商品・サービスを提供し、あるいは他の国で経済活動をする能力があることを意味する。

※ ボーダーレス化【borderless】

経済のボーダーレス化は、企業活動や企業間の競争が国の枠を超えて行われることを意味しており、企業は地球規模の大競争の中に置かれることとなる。

※ マーケティング【marketing】

顧客ニーズを的確につかんで製品計画を立て、最も有利な販売経路を選ぶとともに販売促進努力により、需要の増加と新たな市場開発を図る企業の諸活動。

第3章 基本構想

1 計画の名称

地方分権が実行の段階を迎えた今、財政状況の悪化や超少子高齢社会の形成、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まりなど、周防大島町を取り巻く社会経済環境に根本的な変革が求められる中で、住民と行政との協働に立脚した自主自立の周防大島町の実現が求められています。

平成の大合併を成就し、改革と飛躍への第一歩を踏み出す本計画は、これまでのまちづくりの足跡と新たな時代の潮流を踏まえ、豊かな自然環境や歴史・文化資源など、周防大島町が持つ特性を生かしながら、町民一人ひとりが生きがい、暮らしが実感できるふるさとづくりを主題とし、計画の名称を「ひと・まち☆きらり 周防大島町総合計画」と定めます。

ひと☆きらり

年齢や性別に関わらず、住民一人ひとりが健康で、周防大島町に暮らす幸せを実感し、明日への希望と向上心を持ちながら生き生きと輝き、住民が主役となる協働のまちづくりを推進します。

まち☆きらり

豊かな自然環境と調和した、うるおいのある住空間が整備され、そこを舞台に活力と創意に満ちた産業が展開され、国内外に情報を発信しながら、「周防大島町」が光り輝き、満足度の高い住民生活が営まれるまちづくりを推進します。

さらに、美しい自然環境と豊かな体験交流資源を活かしながら、国内外のさまざまな人たちが集いふれあい、人に対するやさしさや地球環境に対するやさしさを体感し、心の豊かさの中からあふれる笑顔が行き交う共創のまちづくりを目指します。

2 目指す将来像

まちづくりの主役は住民です。

住民一人ひとりが、心と体の健康を保ち、生きがいをもって元気に暮らす生涯現役のまち、また住民が互いに思いやり、ふれあい、支えあいながらいきいきと暮らすとき、人は輝き、まちに活力が生まれます。

「生涯現役」ということばを生んだ周防大島町は、わが国が迎えている少子高齢社会の先駆的役割を担っています。

人と人、人と自然、人と歴史をつなぎ、合併という未来への投資を選択した周防大島町は、「ひと・まち☆きらり」を基調に、元気な町の再生と、将来を担う子や孫に笑顔あふれる大きな舞台を展望し、誰もが安心して暮らせる未来の実現へ向け、住民と行政との協働による自主自立の住民本位のまちづくりを確立します。

こうしたことから、本町の将来像を、

元気 にこにこ 安心で
21世紀にはばたく先進の島

とし、その実現を目指します。

3 基本目標

周防大島町の将来像の実現に向けて、3つのまちづくりの目標に加え、「周防大島町人口ビジョン」に示された人口維持を実現するため、「周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策目標を設定します。

元気のあるまちづくり

にこにこのあるまちづくり

安心のあるまちづくり

(1) 元気のあるまちづくり（産業振興）

ひと・まちがきらめくためには、まちの元気を創造する取り組みが必要です。

このため、豊かな地域資源を活かした産業振興へ向け、基幹産業である農林水産業の一層の振興を図り、また、地域で収穫された生産物を地域で消費する地産地消の促進による新たな産業の創造など、経営の安定化に取り組みます。

農業においては、生産基盤の近代化を進め、地域特性を活かした産地形成や特産化を促進するとともに、将来の農業を支える担い手の育成・確保や農地の荒廃防止に取り組みます。

また、農林業・農山村の持つ多面的機能を活用したグリーン・ツーリズムなど、都市住民との交流を推進します。

水産業においては、漁港・漁場の整備やつくり育てる漁業の一層の推進を図るとともに、海辺の資源を活用した生活体験を通じて都市住民との交流を図るブルー・ツーリズムを推進します。

商業においては、商工会や事業者と連携して、商店街の再生による賑わいの創出に努めます。

また、総合戦略の基本目標である「産業振興による雇用の創出」による新たな雇用の場の創出や魅力ある就業の場を確保すること及び「人口の社会増の持続」による幅広い世代の UJI ターンの流れを創り出すとともに、就業段階において若者等を本町にとどめることなど、元気のあるまちづくりを目指します。

(2) にこにこのあるまちづくり（教育、交流、生活環境）

ひと・まちがきらめくためには、まちに笑顔があふれる取り組みが必要です。

このため、学びあい心ふれあうまちづくりを目指して、住民の生涯にわたる主体的な学習活動を促進し、まちづくりへの参加機会の拡大に努めるほか、周防大島町の特性を活かしたスポーツの振興、心の教育、生きる力を育む教育を推進し、次代を担うたくましい青少年の育成を進めます。

また、国内外との多様な交流活動を促進し、グローバルな人材を育成するため英語力の強化を図り、国際化に対応した人づくりを進めます。

さらに、人と地球にやさしいまちづくりを目指して、地球的視野に立った環境保全対策に取り組むとともに、快適さとうるおいに満ちた環境共生型の生活環境を整備するなど、誰の顔にも笑顔がきらめく、にこにこのあるまちづくりを目指します。

(3) 安心のあるまちづくり（保健・医療・福祉、防災）

ひと・まちがきらめくためには、暮らしの中に安心が見出せる取り組みが必要です。

このため、心がかよい幸せ感じるまちづくりを目指して、住民一人ひとりが心身ともに健康で、生きる喜びを感じながらこの町で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、ノーマライゼーション※とリハビリテーション※の理念のもと、子育てや、高齢者、障害者などハンディキャップを持つ人たちを、「全ての自治会で住民同士が支えあえる共助システムの構築」に取り組み持続可能で元氣な地域社会を形成します。

また、さまざまな災害から住民生活を守るため、住民自治組織を主体とした自主防災体制の充実を図るなど、安心のあるまちづくりを目指します。

※ ノーマライゼーション【normalization】

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

※ リハビリテーション【rehabilitation】

身体に障害を受けた者などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が当てられる。

4 新しいまちづくりの主要指標

(1) 人口

平成22年に19,084人である本町の人口は、少子高齢化の進展や産業構造の変化などに伴い、今後も減少傾向が続くものと予想され、人口の維持あるいは増加を前提とした将来像を描くことは難しいと考えます。

しかしながら、周防大島町の誕生を契機として、産業の活性化や福祉施策の充実、良好な定住環境の創出などに取り組むことによって、生産年齢人口を中心とした若者層の定住促進に努め、周防大島町人口ビジョンによる人口の将来展望を基に平成32年の目標人口を15,271人と設定します。

周防大島町の目標人口（単位：人、％）

区 分	実 績			目 標
	平成12年（2000）	平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成32年（2020）
総人口	23,013	21,392	19,084	15,271
0-14 歳人数	2,029	1,732	1,416	1,163
構成比	8.8%	8.1%	7.4%	7.6%
15-64 歳人数	11,210	10,158	8,562	5,936
構成比	48.7%	47.5%	44.9%	38.9%
65 歳以上人数	9,774	9,502	9,106	8,172
構成比	42.5%	44.4%	47.7%	53.5%

(2) 世帯数

世帯数については、一世帯当たりの人員数が減少する核家族化が引き続き進行することが予想されます。

一世帯あたりの人員は、過去の推移から平成32年には、2.00人／世帯と予想されるため、平成32年の世帯数を7,500世帯と設定します。

周防大島町の目標世帯数（単位：世帯、人）

区 分	実 績			推 計
	平成12年（2000）	平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成32年（2020）
世 帯 数	10,217	9,578	8,786	7,500
世帯人員	2.25	2.23	2.17	2.00

(3) 就業人口

就業人口については、人口の推移と同様に減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想され、平成32年の産業別就業者数は、第1次産業が1,020人(18.5%)、第2次産業が840人(15.3%)、第3次産業が3,640人(66.2%)と予測されます。

周防大島町の就業構造の推計（単位：人、％）

区 分	実 績							推 計
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
第1次産業	7,167	6,654	5,095	4,523	3,080	2,815	1,917	1,020
構成比	42.6%	43.1%	37.7%	36.0%	29.1%	28.9%	24.8%	18.5%
第2次産業	3,293	2,897	2,773	2,391	2,014	1,641	1,190	840
構成比	19.6%	18.8%	20.6%	19.1%	19.1%	16.9%	15.4%	15.3%
第3次産業	6,345	5,885	5,625	5,629	5,478	5,270	4,623	3,640
構成比	37.8%	38.1%	41.7%	44.9%	51.8%	54.2%	59.8%	66.2%
就業人口合計	16,805	15,436	13,493	12,543	10,572	9,726	7,730	5,500

(4) 交流人口

周防大島町の新たなまちづくりは、定住人口だけでなく、観光・レクリエーション、イベントなどで訪れる交流人口に視点を置き、その拡大を図っていくことが、地域経済の活性化や文化の振興を図る上で、極めて重要な柱となります。

そのため、観光振興や体系的な交通ネットワークの整備を進めることによって、交流人口の拡大を図ることとし、平成32年の交流人口を1,000,000人以上と設定します。

周防大島町の交流人口目標（単位：人）

区 分	実 績				目 標
	平成17年(2005)	平成20年(2008)	平成23年(2011)	平成26年(2014)	
観光客数	772,593人	897,061人	939,495人	936,515人	1,000,000人以上

5 土地利用方針

土地は、現在及び将来における住民固有の財産であるとともに、安全で快適な住民生活や豊かな社会経済活動に不可欠な基盤となるものです。

また、土地は、いったん用途を転換すると容易に元に戻すことができないという特質と、一定の社会的合意内でその利用が認められるという公共的な性格を有しています。

このため、本町における土地利用は、公共の福祉を優先しつつ、歴史・伝統・文化、そして自然環境の保全・継承を基軸として、長期的視点に立った計画的な土地利用を進めることが重要です。

農業生産機能、居住機能、交流機能などの各種機能相互の連携を強化しながら、諸機能を適正に配置し、それぞれの機能強化を図るとともに、町域全体の土地利用を一体的に誘導し、地域の構造を支え、将来を展望した総合的な土地利用を推進します。

また、本町の均衡ある発展を目指した有機的・効果的なネットワークとして、地域連携軸を設定し、各地域との広範的な交流を促進します。

(1) 土地利用の推進

■ 豊かな自然を保全・育成し、農業を支える土地利用の推進

海と山が織り成す水と緑の豊かな自然環境は、本町の大切な財産として、次世代に引き継いでいくことが大切です。

これらの自然環境を維持・保全し、適正な管理によって豊かに育成していくとともに、自然に親しめる場として多様に活用するなど、自然環境と共生した土地利用を推進します。

また、本町の基幹産業である柑橘栽培の振興を図り、優良農地の保全や農業生産基盤の整備を推進するなど、農業を支える土地利用を推進します。

■ 快適で利便性の高い生活空間を提供する土地利用の推進

定住を支え、人口の流入を促進していくためには、町域のどこにおいても、住民が安心して暮らしていくことのできる安全で快適な住みやすい環境を確保していくことが必要です。

島しょ部で基幹集落が点在する本町にあっても、暮らしの拠点として生活基盤の整備を推進し、良好な環境を備えた居住の場としての魅力を高めていくとともに、集落における営農との調和や、暮らしに配慮した多自然居住空間の形成など、それぞれの地域の実情に応じた、快適で利便性の高い生活空間を提供する土地利用を推進します。

■ 多様な交流をはぐくむ土地利用の推進

本町が将来にわたって輝いているためには、町内外の多くの人が集い、交流し、活力ある地域としていくことが必要です。

豊かな自然や文化・歴史などの観光資源、スポーツ・レクリエーション資源、温泉などを生かし、それらを身近に感じ、親しめるよう、多彩な交流の場づくりを進め、人と人とが豊かな交流を育む土地利用を推進します。

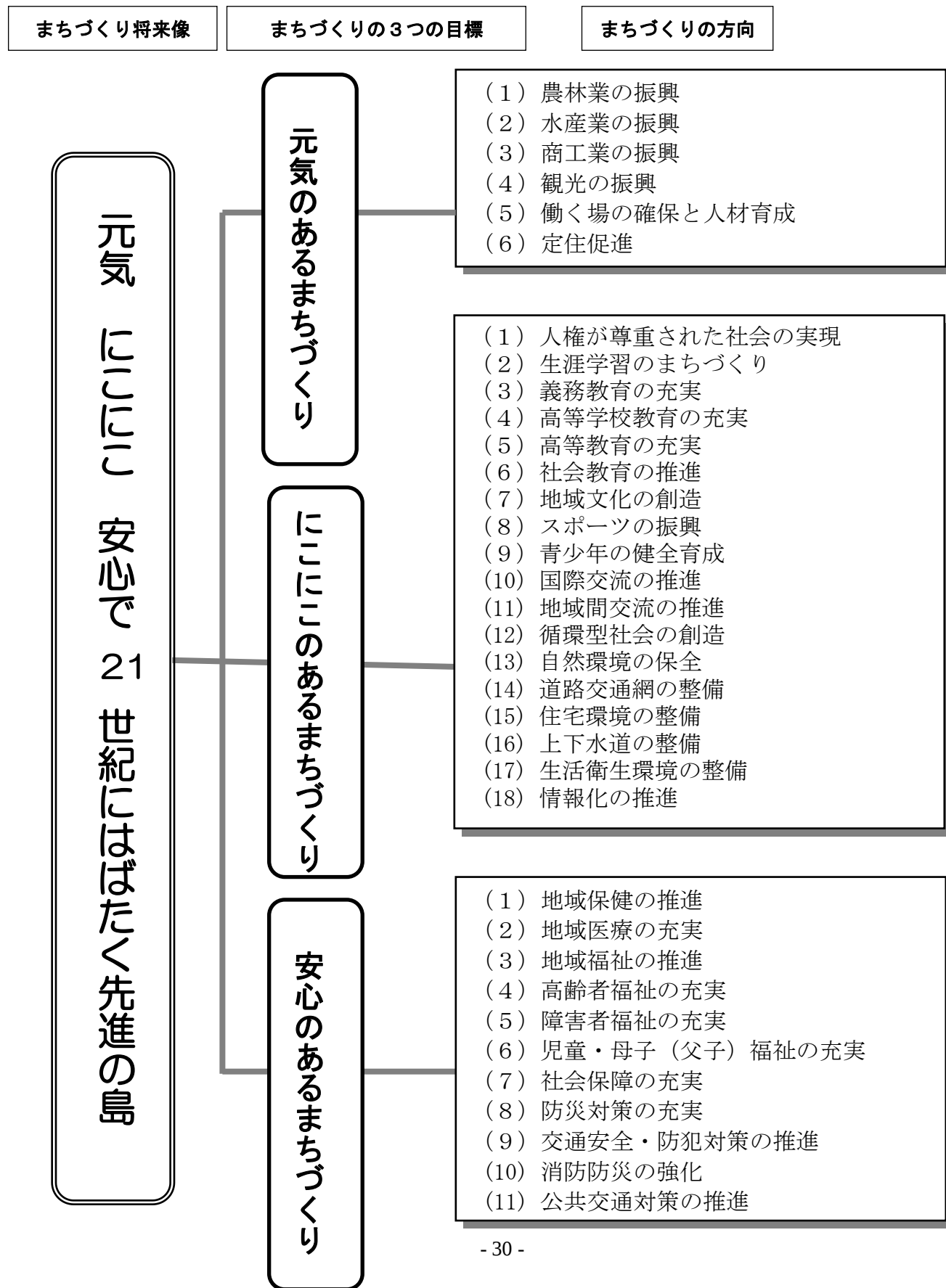
(2) 地域連携軸の形成

県内市町村をはじめ広島都市圏や松山都市圏との広域的な交流・連携を一層推進するため、中国四国地域連携軸の核となる国道437号の改良、柳井・伊保田・松山を結ぶ海上交通の増強など交通基盤の整備を促進します。

また、本町の一体的な発展と町内の移動の円滑化を図るため、県道などの改良・整備を進めます。

第4章 施策の大綱

周防大島町の将来像「元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島」の実現
へ向けた施策の体系を次の様に表現します。



1 元気のあるまちづくり

(1) 農林業の振興

本町の基幹産業である農業については、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地の増大による農地の保全などが重要な課題となることから、生産基盤の整備と園地の集積を図りながら、担い手の育成・確保、戦略品目の導入拡大の推進を行い、高品質で安定的な販売量の確保を目指し「大島かんきつ産地継承夢プラン※」を策定し、主要農産物である柑橘栽培へのてこ入れを行います。また、本町での栽培に適する新しい農産物の開発を進めるとともに、特産品を使用した6次産業化を推進していきます。

農地の保全の取組としては、小規模な園地の集約を図り、生産性の高い園地への転換や高品質な生産を行うための設備整備、優良な田畑を維持するため農地バンクの有効活用を進めます。

さらに、放任園地の竹林化を防止し、新たな資源として竹を活用した産業の育成に取り組み、雇用の創出を図っていきます。

農林業での安定的な収入を得るためには、消費者ニーズに対応した高付加価値型農産物の育成と消費者と生産者の相互理解を深める地産地消の取り組みを進める必要があります。食に対する安全性への意識の高まりや農林業・農山村の持つ多面的機能を活用したグリーン・ツーリズムの普及など観光産業とも連携した、快適な農村環境の保全と活性化を図ります。

林業振興の取り組みとしては、地球環境問題を視野に入れ、水資源の涵養など森林が持つ豊かな公益的機能への関心を高め、地域住民参画による森林整備活動を推進するほか、やまぐち森林づくり県民税※関連事業の活用を図りながら、竹の繁茂防止対策や荒廃森林の整備を進めます。

その他、現在、深刻な問題となっているイノシシ等の有害鳥獣への対策を進めつつ、地域資源としての活用を検討します。

(2) 水産業の振興

魅力ある漁業づくりを目指し、漁港整備の推進や漁場の整備開発、漁業技術の向上による生産性の確保を進め、つくり育てる漁業を通して資源の持続可能な資源管理型漁業の推進と水産資源の保護育成、重点海産物を指定し重点的な種苗放流を行い漁業の振興を図るとともに、6次産業化の推進による雇用の創出及び流通・加工、沿岸地域の環境保全など多面的機能に関する施策の充実を図り、海と暮らしを豊かにする自立漁村を創造します。

また、新規漁業就業者の確保・支援を拡充させ、担い手の育成を図ります。

さらに、ブルー・ツーリズムの推進による体験観光型漁業を推進し、都市住民との交流を促進します。

※大島かんきつ産地継承夢プラン

「大島みかん産地再生プラン・21」を引き継ぎ、伝統ある大島かんきつ産地の再興に向けて、樹園地の整備・集積化の促進、新規就農者の育成・確保、高品質・安定生産、販売体制の強化に取り組むために、平成27年6月に大島郡柑橘振興協議会が策定したプラン。

※ やまぐち森林づくり県民税

荒廃が深刻化している森林を、適正に維持・管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした山口県独自の政策税制として、平成17年4月1日から「やまぐち森林づくり県民税」を導入。

(3) 商工業の振興

魅力ある商業空間の形成と経営の近代化へ向けて、商工会や事業者と連携して、商店街の再生によるにぎわいの創出に努めます。

また、地域発展の一翼を担う商工業者については、商工会と連携のもと、指導・相談体制や設備投資にかかる支援制度の充実・強化を進め、町内での消費に対する啓発を行い、地場産業の振興を図ります。

さらに、商業・工業に従事する者や後継者の確保及び育成に努めます。

(4) 観光の振興

豊かな自然、歴史文化、産業そして暮らしなど周防大島町が有する多彩な観光資源を生かしたツアーを実施し、通年・滞在型観光を推進するとともに、地域の素材を活用した特産品の開発、ホスピタリティ※の向上などの受け入れ体制の確立、ハワイ移民に係る本町の歴史を整理・展示するとともに、本町の観光に関する情報を整理したうえで Wi-Fi 拠点の整備による、日本人のみならず外国人観光客の誘客にも繋がり、お客様のニーズにあった情報発信を行い、魅力あふれる観光振興を推進します。

また、本町の美しい自然景観や歴史的文化遺産、温泉や道の駅、交流・観光施設など観光スポットを結び、町全体のスケールを生かした周遊観光ルートの新たな開発として、瀬戸内海の持つ海の魅力を満喫できる海の駅や、それに併せ隣接する陸域にも多くの者が楽しめる施設や設備の整備を推進します。

これらの整備に関連して、陸からのアプローチ整備として、大島環状線の早期改良も要望していきます。また、これまで本町が取り組んできた民泊を活用した体験型修学旅行やスポーツ合宿をより一層活性化させ、おとなも対象とした観光の取組みとして、広島都市圏や松山都市圏など近隣市町村と連携した広域的な観光ルートの形成を図ります。

※ ホスピタリティ【hospitality】

一般的には、親切なもてなしの意味。ここでは、観光客に深い満足感を与え、再びその地を訪れたいという気持ちをおこさせるような、心のこもったもてなしを表現。

(5) 働く場の確保と人材育成

少子・高齢化が進行するなかで、本町の基幹産業である農業や水産業の振興をはじめ、商工業や観光などの活性化を図るとともに、産・官・学・金・労・言※の連携や福祉・環境・情報など成長産業分野での新たな産業の創出、企業立地（企業のサテライトオフィス※など）や起業の促進など雇用機会の創出・拡大に努めます。

また、高齢者や障害者などの就業機会の充実を図るため、就業条件の改善、福利厚生の実施、職業能力の向上、人材育成など労働環境施策の取り組みを強化するとともに、医療・介護環境も地域資源と捉え、日本版 CCRC※による職の創造に努めます。

※ 産・官・学・金・労・言

産（産業界）、官（行政機関）、学（教育機関）、金（金融機関）、労（労働団体等）、言（メディア等）

※ サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。

※ CCRC【Continuing Care Retirement Community】

首都圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康で活動的な生活を送るとともに、医療・介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものである。

(6) 定住促進

「交流から定住へ」を基本理念に、これまで周防大島町定住促進協議会で取り組んできた「都市部での移住相談会・移住ツアー・お試し暮らし住宅」を引き続き実施するとともに、空き家バンクによるより良い住環境を提供することで、転入増加を図り、人口減少に対する対策を推進します。

また、新たに定住を希望する若者に住宅用地を提供することや未活用の空き家を町が長期間借り受け、リフォームした後に住居を求める人に貸し出す空き家活用住宅の整備を進めます。

さらに、本町への移住希望者に対し、各セクションが連携し就業や創業に対する支援を行うことや、居住環境の整備を行うことにより移住を促すとともに、本町から周辺自治体への通勤が可能であることを提案し、本町の立地や様々な子育て支援策などの情報をわかりやすく発信し、定住を推進します。

2 にこにこのあるまちづくり

(1) 人権が尊重された社会の実現

住民一人ひとりが、基本的人権の尊重と、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めることができるよう、社会教育や学校教育において、人権教育を推進するとともに、総合的かつ効果的な啓発活動の展開をはかるなど、人権が尊重された社会の実現に努めます。

(2) 生涯学習のまちづくり

住民一人ひとりが自立し、自己責任を持ち、あらゆる分野について、だれでも、いつでも・どこでも学び、交流することのできる質の高い生涯学習環境の創出に努めます。

このため、住民と行政が相互に連携・協働し、住民の自発的で多様な学習活動を支援するための条件整備やネットワークづくりなどを進めるとともに、住民の学習成果がまちづくりに生かされる生涯学習のまちづくりを推進します。

(3) 義務教育の充実

生涯を通じて学び続ける人間性豊かな子どもたちを育成するため、児童・生徒の個性と自主性を高め、学ぶことの楽しさ、創造の喜びを感じることに重点をおいた教育を推進するとともに、学校施設や教育環境の整備を行います。

また、情報化や国際化など社会の変化に柔軟に対応できる基礎的な学力を高めるとともに、地域への理解を深めるふるさと学習や思いやりの心、社会奉仕の心を育むための教育を充実するなど、地域と一体となったコミュニティ・スクールによる開かれた学校づくりを進めます。さらに、過疎化・少子化に対応した教育環境の整備を行い、適切な学校規模で切磋琢磨する教育を受けさせたいと願う親の要望に応えるため、地域の理解を得ながら学校統合を進めます。

(4) 高等学校教育の充実

県による県立高校将来構想及び県立高校再編整備計画に基づき、生徒の学習ニーズや時代の要請に対応するため、中高一貫教育をはじめ、これまで培ってきた教育活動の特色やその実績を活かすことができるよう、ひとりひとりが、社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を身につけるキャリア教育を推進し、高等学校教育の充実に向けた支援に努めます。

(5) 高等教育の充実

大島看護専門学校の4年制への移行や、大島商船高等専門学校の一層の充実を促す

など、高等教育の振興、発展に努めます。

(6) 社会教育の充実

住民を取り巻く社会環境や価値観が変化する中で、住民が心豊かに暮らすことができるよう、住民の主体的な学習活動を促す支援体制の充実を図ります。

また、家庭、地域、公民館が一体となり、多様化・高度化・国際化する学習ニーズに応じた生涯各期にわたる学習機会を提供するほか、高度情報化に対応した利便性の高い図書館ネットワークなど社会教育施設の充実を図ります。

(7) 地域文化の創造

住民の多様な芸術・文化活動のすそ野を支える体制を拡充するため、既存施設の有効活用をはじめ関連施設の整備・充実を図るとともに、伝統芸能の継承を促進するなど、周防大島町固有の風土に根ざした、ロマンあふれる地域文化を創造します。

また、150 年前に明治維新を成し遂げた先人たちの偉業に誇りを持ち、本町の歴史を知ることにより、故郷に対する思いを深めるための地域の学習に努め、地域で育まれた貴重な文化を後世に継承していくため、住民とともに文化財や歴史的遺産の保存・活用を図ります。

(8) スポーツの振興

本町では、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全町民がいつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、個々の状況に合わせて、運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現をめざすとともに、子どもから高齢者まで、すべての町民が気軽にスポーツに関心を持ち、健康増進や生きがいにつなげ、スポーツが暮らしの一部として根づくことで活力あるまちを築いていきます。

(9) 青少年の健全育成

郷土周防大島の自然を愛し、21世紀をリードする創造性や活力ある青少年を育成するため、他人を思いやり、尊重し合える心の教育、夢の実現への意欲とチャレンジ精神を支える豊かな人間性を育む教育を推進します。

(10) 国際交流の推進

国際化時代に対応するため、中高生の語学研修派遣等外国語教育にも力を入れ、国際交流の担い手となる人材育成を図るとともに、姉妹都市、友好都市交流をはじめ、国際交流の一層の充実に努めます。

(11) 地域間交流の推進

本町の連帯感を高めるために、イベントや生涯学習を通じて住民相互の交流を深めるとともに、本町のよさを国内各地に発信するため、歴史と伝統を誇る全国規模のイベントやスポーツ大会、文化交流の更なる充実を図るなど、全国規模の交流・連携を積極的に推進します。

また、地域コミュニティの自発的な活動を支援し、住民による各種活動を活性化させるとともに、人の集まる施設を拠点とし、世代を超えた交流を活性化させることで元気の創出を推進します。

さらに、地域の活力を創造するため、国や山口県が進める施策の導入に向け、検討を行います。

(12) 循環型社会の創造

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、ごみの適正処理や適切な分別による再資源化など、時代の要請に対応したリサイクルセンターの管理運営を行うとともに、住民・事業者・行政が協力して、生産、流通、消費、処理の各段階でのごみの減量化と資源リサイクル化に取り組みます。

また、環境保全に配慮した廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めるなど、環境共生社会の創造を目指します。

(13) 自然環境の保全

住民の誇りである美しい自然を次代へ良好な状態で引き継ぐために、自然環境の保全や環境学習に取り組むなど、人と自然がふれあえる親自然空間の保全に努めます。

(14) 道路交通網の整備

住民生活や産業・経済の発展を支え、新たな交流促進の基盤である道路体系の向上を図るため、国道437号や周防大島南側の県道大島環状線など幹線道路網の整備を促進するほか、機能的で安全・快適な生活道路を整備するとともに、歩行者の安全確保やバリアフリー※、景観などに配慮した人にやさしい道路づくりを推進します。

(15) 住宅環境の整備

高齢化時代に対応した、安全で暮らしの質を高める公営住宅へ向けて、計画的な補修、改善による長寿命化を図りながら、適切な維持管理に努めます。

また、定住移住対策のための空家の斡旋及び子育て世代のための住宅用地の整備を推進します。

(16) 上下水道の整備

住民が等しく快適な生活環境を享受できるよう、水道事業の健全経営を図りながら、安全・安心でおいしい水の安定供給を行います。

快適で、衛生的な生活環境を確保し、河川・海域など公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、農山漁村における集落排水施設や浄化槽の整備など、地域の実情を踏まえた下水道の整備を推進するとともに、経営の健全化を目指します。

(17) 生活衛生環境の整備

永遠の安らぎの場として、斎場の適切な維持管理に努めます。

また、衛生的で美しいまちづくりを推進するため、住民、ボランティアと連携して、環境美化活動の啓発・推進を図ります。

※ バリアフリー【barrier free】

障害者や高齢者などの行動を妨害する障壁を取り除くこと。例えば、誰もが利用する公共施設や道路などの段差を無くしたりすること。

(18) 情報化の推進

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であるマイナンバーに対応できる住民情報システムの整備を推進します。また、クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保するとともに、他の自治体と情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図ります。

また、ICTを活用して、「いつでも」（昼でも夜でも24時間）、「どこでも」（職場でも家でも、都会でも地方でも）、「誰でも」（大人も子どもも、高齢者も）、ネットワークが簡単に活用できるユビキタスネットワーク社会の実現を目指すとともに、ケーブルテレビを活用したビジュアル映像での情報伝達を積極的に行い、高齢者や子どもにも分かり易い行政情報や地域情報の提供を図ります。

3 安心のあるまちづくり

(1) 地域保健の推進

少子・高齢化の進行に加え、生活習慣病や心の病の増加、各種感染症の出現など、複雑かつ深刻化している健康問題に対応していくため、町民一人ひとりが日常生活を見直し、家族ぐるみ、地域ぐるみの健康づくりを総合的に促進できるよう乳幼児から高齢者にわたる各ライフステージ※に即応したきめ細かい地域保健予防活動を推進します。

さらに、生涯にわたり、いきいき健康で自立した暮らしができるよう、町民がそれぞれ積極的に健康づくりに取り組む、持続可能で元気な地域社会を形成するために、生活習慣病の原因のひとつである高血圧を減塩食の推進により予防し、また歯周病予防のための受診を推進することとします。

これらの健康寿命の延伸にかかる取り組みとして、健診受診率の向上に向けて、健康づくりに関する情報提供等を推進します。

(2) 地域医療の充実

医療技術の進歩や高齢化に伴う疾病構造の変化、医療ニーズの高度化に対応していくため、地域の基幹病院としての機能の充実を図ります。

また、町立病院と各医療団体との連携を強化し、高度医療や救急医療体制の充実、さらには介護老人保健施設の拡充や保健・福祉・介護と連携した在宅ケアの充実など、総合的・包括的な地域医療推進体制の整備を進めます。

(3) 地域福祉の推進

ノーマライゼーションやユニバーサルデザイン※の理念に基づき、共に支えあい、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の核となる社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員などとの連携を強化し、ボランティアやさらに、町内各地区にあるサロンを活用した介護予防の推進、地域活動団体などの育成とネットワーク化を図り、住民総参加の地域ぐるみの人にやさしい地域福祉を推進します。

※ ライフステージ【life stage】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

※ ユニバーサルデザイン【universal design】

高齢者や障害者に限らず、あらゆる人が製品や建物などを快適に使えるよう配慮されたデザイン。

(4) 高齢者福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、国の進める日本版 CCRC 制度と連携し、在宅での生活支援、居宅環境の整備、施設サービスの充実や住民サロンを活用した介護予防を推進します。

また、生涯現役の島にふさわしく、高齢者の豊かな知識や経験を活かした生涯学習や生きがい活動への参加機会の向上を図ります。

(5) 障害者福祉の充実

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に、共生社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加ができる地域社会の実現へ向け、高齢化の進行、障害の種別や程度の変化など、障害者の生活実態を踏まえた援護ニーズに対応する在宅福祉、自立生活支援サービスの充実を図ります。

(6) 児童・母子（父子）福祉の充実

次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づいた次世代育成支援行動計画は、平成 24 年 8 月に成立した、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項に引き継がれ、平成 27 年から子ども子育て・支援事業計画として、すべての子供と子育て家庭を対象として、一体的に推進していくこととなりました。

この計画に基づいた周防大島町の取り組みとして、子供が健やかに成長できる社会をめざします。

出産については、周辺自治体も含め出産のできる民間病院や医院が少ないことから、町民が安心して妊娠・出産するための周産期医療支援の整備、妊娠中、医療機関での一般健康診査により妊婦の健康状態を把握する妊婦健康指導、不妊治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成する不妊治療費助成制度及び母子保健推進員の育成・支援を進め、安心して出産ができる環境づくりに努めます。

子育てについては、子育て支援センターを拠点として地域の様々な自主的活動を支援するための地域ネットワークづくりを進めるとともに、認可保育所等における保育事業の充実及び病児保育や日曜日保育など様々な保育ニーズにきめ細かく対応できる環境整備に努めます。

また、子育て世帯が負担する医療費について、義務教育終了時まで安心して医療の

提供を受けられるよう所得に関係なく、医療費自己負担額の全額助成を行うほか、子育て意識の啓発の推進、乳幼児期からの健康管理の充実、食育の推進、ふれあいの機会づくり、子どもの居場所づくりなど子育てしやすい環境づくりを推進します。

(7) 社会保障の充実

すべての住民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、国民年金制度の普及や国民健康保険制度への適正加入と健全な運営に努めます。

介護保険事業については、介護サービスの充実、適正かつ迅速な要介護認定、一人ひとりの自立を支援するケアマネジメント※体制を強化し、家庭や地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

※ ケアマネジメント【care management】

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

こうした役割を担うのがケアマネジャー（介護支援専門員）であり、ケアマネジャーは本人および家族からの依頼に基づいて、ケアプランを策定、評価し、各種の機関の調整などにあたる。

(8) 防災対策の充実

地震や台風などの自然災害に備え、防災資機材、緊急物資などの確保充実、自治会などの自主防災組織の育成を図るとともに、非常時の風水害に関する情報提供やライフラインの確保及び災害時における復旧体制の確立など、災害から住民の生命、身体及び財産を守る総合的な防災体制の確立を進めます。

また、高齢者などの避難行動要支援者に配慮した防災対策や住民参加による総合防災訓練などを通じて防災意識の高揚に努め、町内全域での自主防災組織の設置を目指します。

さらに、南海トラフ地震へ備え、一般住宅の耐震診断を進めるとともに、地震が起きた場合には、津波や避難場所などの情報を提供します。

また、山と海に囲まれている本町では、地震や暴風雨などによる土砂流出や高潮、河川の氾濫など、自然災害による被害を最小限に抑えることが重要なことから、適切な海岸保全事業や治山治水事業の実施など、町土の保全に努めます。

(9) 交通安全・防犯対策の推進

犯罪、事故などを未然に防止し、住民が安心して暮らせるまちづくりには、自らの

地域の安全は自ら守ることが必要です。このため、住民、行政、警察などが各々の役割を担いながら相互に連携する、地域ぐるみの防犯活動を展開します。

また、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通弱者に配慮した歩道の整備や交通危険箇所の改修など、交通環境の安全性を確保し、交通事故の未然防止に努めます。

(10) 消防防災の強化

社会構造の変化や高齢化の進行などに伴い、複雑多様化し大規模化が危惧される各種災害から住民生活の安全を確保するため、防災拠点としての消防施設や消防設備、消防水利などの整備、消防団の機能強化など総合的な消防力の整備を推進するとともに、防火意識の啓発を図ります。

(11) 公共交通対策の推進

島内の路線バス事業者に対し、生活バス路線維持対策事業により、引き続き路線維持を進めながら、患者輸送バスや温泉バスなどの一元化を含むコミュニティバスシステム※の導入や自動自動車運転車両等の可能性について検討します。

また、離島の生命線である離島航路の運航・維持を図るとともに、広域的な連携・交流を促進するため、四国地方などと町を結ぶ海上交通（フェリー）の充実を図ります。

※ コミュニティバスシステム

路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新たな乗合バスの総称。

第5章 まちづくりの重点施策

本計画は、多様化・高度化する住民ニーズを的確に把握しながら、計画に掲げる施策、事業の確実な推進を図っていく必要があることから、次の7つをまちづくりの重点施策とします。

1 行政評価システムの導入

本計画において、周防大島町が長期的、戦略的に目指すべき政策目標を「政策評価指標」として、数値を用いて示します。

「政策評価指標」は、これからの周防大島町がどのような施策を重視していくのか、その目標をどの程度に置くのか、そしてその成果はどうなっているのかを客観的に明らかにするためのものです。

このことにより、行政の政策運営に関する説明責任（アカウンタビリティ）の向上に寄与するとともに、行政活動の効率化やPLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（確認）→ACTION（対策）のPDCAマネジメントサイクルの導入による成果型重視の行政運営システムの確立に大きく貢献することが期待されます。

この手法を「行政評価システム」として制度化し、政策評価指標値の推移や達成状況を毎年継続的に追跡調査するとともに、この結果を住民意向調査（パブリックコメント※）等による住民の満足度と併せて検討することにより、政策の選択や重点化につなげていくものです。

「行政評価システム」は、新しい制度であり、先進的な自治体がその手法を模索しながら、試行を始めている段階にあります。本町が導入した「行政評価システム」につきましても、導入後必要に応じて見直しを行いながら、改善を図ります。

2 財政健全化計画の策定

三位一体の改革や町税の減少など厳しい財政状況の中で、時代の潮流とそれに伴う新たな課題に迅速かつ柔軟に対応できるしっかりとした財政基盤を確立するため、中長期的に目指すべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、公共事業の重点化、プライマリーバランスの黒字を維持するための町債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。

※ パブリックコメント【public comment】

行政機関が政策の立案などを行おうとする際、その案を公表し、案に対して広く住民などから意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組み。

3 定員適正化の推進

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴い、今後見込まれる新たな行政需要に対しては、原則として職員の配置転換による対応とするなど、スクラップ・アンド・ビルド※の徹底を基本として、定員モデル※や類似団体別職員数の状況※を踏まえた定員適正化計画を策定し、組織・機構の見直しを勘案しながら、職員数の計画的な削減を行ってまいりました。今後も適正な人員配置を確保しながら効率的な行政の実現を図ります。

4 職員の意識改革と人事評価制度の確立

行政能力の向上や高度な専門知識の習得を目的とする人材育成方針を策定し、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人ひとりが明確な目標を持って職務にあたる目標管理型の人事評価制度に取り組みます。

地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入に向け、職員の適切な能力把握とこれを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革と意欲あふれる職場の醸成を図ります。

※ スクラップ・アンド・ビルド【scrap and build】

組織等の新設（ビルド）にあたっては、同等の組織等の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めない組織管理。

※ 定員モデル

各地方公共団体の職員数に関係ある行政需要に関連する指標（人口、世帯数、面積など）をもとに、その団体の定員管理の基準となる職員数（試算値）を算定するもの。

※ 類似団体別職員数の状況

全国の市町村を人口と産業構造により、市については36、町村については85に分類し、人口1万人あたりの数値（単純値、修正値）から、その団体の定員管理の基準となる職員数を算定するもの。

その団体の大まかな状況を把握する場合には単純値を、実際の職員配置を反映させた状況を把握する場合には修正値を用いる。

5 住民の目線に立った協働体制の確立

住民の多様な意見を町政に反映させるとともに、政策形成過程への住民の参画と透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度を推進するなど、地方分権時代にふさわしい、住民の目線にたった住民と行政の協働を推進するための仕組みや体制づくりを進めます。

6 公共施設適正配置指針の策定

公共施設の統合整備については、町域全体のバランスを考慮し、また、少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性にも配慮しながら検討する必要があります。

このため、総合計画や各種計画との整合性を図るとともに、有識者や町民の意見も反映しながら、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関して、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進めるうえで不可欠である、公共施設等総合管理計画を策定します。

また、その管理についても、指定管理者制度を積極的に推進します。

7 行政機能の充実

4町が合併して生まれた本町では、現在、分庁と4総合支所による周防大島方式で事務を執行し、住民サービスを提供しています。

これは、合併による住民サービスの混乱を避け、事務事業を停滞させないよう、暫定的な組織としたものです。

しかしながら、合併のメリットである効率的でスリムな組織とするため、住民サービスの維持向上が図られる組織・機構を目指して、分庁と総合支所機能の見直しを行い、総合支所機能を維持しながら本庁方式への移行を目指します。